

当歯科医院の施設基準について

◆当歯科医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に届出を行っています。

【 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準 】

1. 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者様ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じています。
2. 感染症患者様に対する歯科診療を円滑に実施する体制を確保しています。
3. 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されています。
4. 職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防及び新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施しています。
5. 当歯科医院の見やすい場所に、院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示を行っています。

【 医療情報取得加算に関する施設基準 】

1. マイナンバーにてオンライン資格確認を行う体制を有しています。マイナ保険証の利用にご協力ください。
2. 当歯科医院を受診された患者様に対して、受診歴、薬剤情報、特定健康情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

【 薬剤の一般名処方加算の施設基準 】

薬剤の一般名を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明します。

【 医療DX推進体制整備加算に関する施設基準 】

1. 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っています。
 2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
 3. オンライン資格確認システムの活用により、患者様の薬剤情報、特定健康情報等を診療を行う診療室等において、歯科医師等が閲覧及び活用出来る体制を有しています。
 4. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。
- ア 歯科医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関です。
- イ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供出来るよう取り組んでいる保険医療機関です。
- ウ 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を目指している保険医療機関です。
(令和7年9月から実施予定)

【 明細書発行体制等加算の施設基準 】

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、必要のない場合にはお申し出下さい。

【 補綴物維持管理の施設基準 】

装着した冠(かぶせ物)やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

【 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の施設基準 】

1. 外来医療を実施している保険医療機関です。
2. 主として歯科医療に従事する職員が勤務しています。
3. 対象職員の賃金の改善を実施するにつき必要な体制が整備されています。



オリーブ歯科
OLIVE DENTAL CLINIC